

報告 2

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和6年3月5日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 和解及び損害賠償の相手方

住所 長崎県西彼杵郡長与町平木場郷

氏名

2 事故の概要

(1) 事故の発生日時

令和6年1月26日 午後4時40分頃

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷3200番地24付近(町道長与駅広場線上)

(3) 事故の状況

上記日時及び場所にて、長与町が管理するベンチに相手方が座ったところ、木片が臀部に刺さった。木片を抜いたが、まだ奥に残っている感覚があったため、病院へ行き切開したところ木片が残っており、切除した。

3 和解の内容

事故の相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、長与町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 損害賠償の額

18,792円

令和6年 2月21日

長与町長 吉 田 慎

